

1. 議 事 日 程 (4 日 目)

(令和2年那智勝浦町議会第3回定例会)

令和2年9月11日

9時28分 開 議

於 議 場

日程第1	議案第49号	紀南環境衛生施設事務組合への加入について……………	151
日程第2	議案第50号	那智勝浦町税条例の一部を改正する条例……………	152
日程第3	議案第51号	那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例……………	156
日程第4	議案第52号	那智勝浦町学童保育所設置条例の一部を改正する条例……………	157
日程第5	議案第53号	那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更について……………	158
日程第6	議案第54号	令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算(第5号)……………	160
日程第7	議案第55号	令和2年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予 算(第2号)……………	177
日程第8	議案第56号	令和2年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正 予算(第1号)……………	179
日程第9	議案第57号	令和2年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算 (第2号)……………	180
日程第10	議案第58号	令和2年度那智勝浦町水道事業会計補正予算(第1号)……………	182
日程第11	議案第59号	令和2年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算(第2 号)……………	184
日程第12	議案第60号	財産の交換について……………	187
日程第13	議案第61号	固定資産評価審査委員会委員の選任について……………	188
日程第14	議案第62号	教育委員会委員の任命について……………	189
日程第15	議案第63号	教育委員会委員の任命について……………	189

2. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1 番	城 本 和 男	2 番	東 信 介
3 番	曾 根 和 仁	4 番	荒 尾 典 男
5 番	藤 社 和 美	6 番	金 嶋 弘 幸
7 番	引 地 稔 治	8 番	左 近 誠
9 番	加 藤 康 高	10 番	中 岩 和 子
11 番	森 本 隆 夫	12 番	亀 井 二三男

3. 地方自治法第121条第1項により説明のため出席した者の職氏名(15名)

町 長	堀 順一郎	副 町 長	矢 熊 義 人
教 育 長	岡 田 秀 洋	消 防 長	湯 川 辰 也
総 務 課 長	塩 崎 圭 祐	教 育 次 長	田 中 逸 雄
会 計 管 理 者	三 隅 祐 治	病 院 事 務 長	下 康 之

税務課長 網野宏行
福祉課長 榎本直子
農林水産課長 西 眞 宏
水道課長 村上 茂

住民課長 在 仲 靖 二
観光企画課長 佐 古 成 生
建設課長 楠 本 定

4. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長 寺 本 尚 史
事務局主任 青 木 徳 之
事務局副主査 北 郡 克 至

~~~~~ ○ ~~~~~

[4番荒尾典男議長席に着く]

○議長（荒尾典男君） おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申出がありました。本件について、議長はこれを許可しましたので報告します。

なお、報道関係の皆様をお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、傍聴の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

9時28分 開議

○議長（荒尾典男君） ただいまから再開します。

本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第49号 紀南環境衛生施設事務組合への加入について

○議長（荒尾典男君） 日程第1、議案第49号紀南環境衛生施設事務組合への加入についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） おはようございます。

議案第49号について御説明いたします。

[議案第49号朗読]

次のページをお願いいたします。

今回の議案につきましては、本年3月に本町から組合に対しまして加入の申込みを行い、組合議会の議決を得て総務大臣に許可申請をするに当たり、組合加入に係る議会の議決をお願いするものでございます。

紀南環境衛生施設事務組合同規約でございます。本町が加入するに当たり、規約の改正を行い、関係市町村全ての議会の議決をお願いするものでございます。

第2条は組織でございます。本町を加えまして関係市町村は7市町村となります。

第3条につきましては、共同処理を行う事務について記載しております。本町につきましては、第2号の火葬場の設置及び管理に関する事務のみの共同事務を行うこととなっております。

第5条には、組合の議会の組織を定めてございます。本町が加入することで定数を2名増やしまして17名としてございます。

第6条には議員の任期、第7条には議員の欠員の通知、第8条には議員の補欠選挙について定めてございます。

次のページをお願いします。

次のページの第9条から第12条につきましては、組合の執行機関について組織執行機関の選任、管理者等の任期などを定めてございます。

第13条は、組合の経費に係る分担金を定めてございます。第2項第2号に火葬場の建設費に関する分担金の比率が定めておりまして、均等割5%、利用度割95%となっております。火葬件数からの試算では、本町の負担率は25.6%程度の見込みでございます。また、第3号の維持運営費に係る算定基準は、組合議会において別に定めるとなっておりまして、当町が加入する火葬の維持運営経費に対する負担率は、建設費と同じく均等割5%、利用度割95%となっております。

次に、附則でございます。最後のページをお願いいたします。

下から6行目、附則第1項につきましては、施行期日を総務大臣の許可があった日から施行するとしております。今回の議決をもちまして総務大臣に許可申請を提出いたしまして、規約変更許可があった日から施行いたします。

第2項は、改正後におきましても現に組合の議会の議員である者については引き続き任期まで組合議員とみなすこととしております。

第3項は、本町に係る共同事務については、新たに増改築される火葬炉設備が全て稼働するまで適用しないとしておりまして、共同事務の開始の予定は令和5年10月頃を予定してございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第49号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第50号 那智勝浦町税条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第2、議案第50号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例を議題とし

ます。

提案理由の説明を求めます。

税務課長網野君。

○税務課長（網野宏行君） 議案第50号那智勝浦町税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いします。

今回の税条例の改正につきましては、地方税法の改正に併せて那智勝浦町税条例を改正するものでございます。

主な改正点は、未婚の独り親に対する税制上の措置及び寡婦控除の見直しなどです。

改正の資料については、関係資料及び新旧対照表をお配りさせていただいております。説明は関係資料でさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

関係資料の1ページをお願いいたします。

第1条、那智勝浦町税条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町税条例（昭和43年条例第1号）の一部を次のように改正する。以下、条例の改正内容を記載してございます。資料中、線で囲んだ枠内は主な内容を説明したものでございます。枠内に沿って説明いたします。

まず、第24条は、寡婦控除における婚姻歴による不公平と男女による不公平を解消するために見直しが行われ、男性の寡夫を独り親と変更し、婚姻歴の有無とは関係なく前年の合計所得が135万円以下の場合には個人町民税を非課税対象とする改正でございます。

次に、第34条の2は所得控除を定めたもので、法改正に伴う項ずれの整備と、寡婦控除の見直しにより婚姻歴や性別に関係なく独り親の方については独り親控除を適用することになる改正を行うものでございます。

次に、第36条の2は町民税の申告を定めたもので、法改正に伴う項ずれの整備を行うものでございます。

次に、新旧対照表2ページになります。

第94条は、たばこ税の課税標準を定めたものでございまして、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこを紙たばこ0.7本に換算する改正でございます。紙たばここと類似した軽量の葉巻たばこを紙たばここと同等な税負担になるよう課税方式を見直すものでございまして、令和2年10月1日から適用されますが、第2条の改正では令和3年10月1日から1グラムで換算されることとなります。

関係資料は次のページをお願いいたします。

第94条は、たばこ税の課税標準を定めたもので、法改正に併せて字句の追加を行うものでございます。

次に、附則第3条の2は、延滞金の割合等の特例を定めたものでございまして、法改正に伴い字句の整備及び還付加算金等の割合の引下げを行う改正でございます。現行特例基準割合に1%加算して計算しているところを0.5%の加算に引き下げる改正を行うものでございます。

次に、附則第4条は、納期限の延長に係る延滞金の特例を定めたもので、法改正に伴い字句の整備を行うものでございます。

次に、新旧対照表4ページをお願いいたします。

附則第17条は、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例を定めたもので、法改正に伴い第35条の3第1項を加えるものでございます。これは、個人が都市計画区域内の低未利用土地等、空き地、空き家、空き店舗を指しますが、これを令和2年7月1日から令和4年12月31日までである一定の要件で譲渡した場合、長期譲渡所得から100万円の控除が受けられるものでございます。主な要件といたしまして、譲渡の年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡であること、また低未利用土地の譲渡の対価の額、合計が500万円を超えないこととなっております。

次に、附則第17条の2は、優良住宅地の造成のために土地等を譲渡した場合に長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例を定めたもので、上記課税の特例の創設に伴い改正するものでございます。

次に、関係資料3ページ、新旧対照表は5ページになります。

第19条は、納期限後に納付し、また納入する税金または納入金に係る延滞金を定めたものでございまして、法改正に伴う項ずれの整備を行うものでございます。

次に、第20条は、年当たりの割合の基礎となる日数を定めたもので、法改正に伴い項の削除及び字句の整備を行うものでございます。

次に、新旧対照表6ページ、お願いします。

第23条は、町民税の納税義務者等を定めたもので、法改正に伴う字句の修正追加及び項ずれの整備を行うものでございます。

次に、第31条は、均等割の税率を定めたもので、法改正に伴う字句の整備及び項ずれの整備を行うものでございます。

関係資料4ページのほうをお願いいたします。新旧対照表は7ページになります。

第48条法人の町民税の申告納付を定めたものと、次のページ、第50条法人の町民税に係る附則、税額の納付の手続を定めたもの、その次の第52条法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金を定めたものは、これ3つとも法律の改正に合わせて改正するものでございます。連結納税制度の見直しに伴う対応でございまして、企業グループ内の各法人の納税単位としつつ、損益通算等の調整を行うグループ通算制での意向を踏まえ規定の整理を行うものでございます。

次に、新旧対照表13ページをお願いいたします。

第94条は、たばこ税の課税標準について定めるもので、1本当たりの重量が0.7グラム未満の葉巻たばこを紙たばこ0.7本と換算するとしたものを、令和3年10月1日からは1本当たり1グラム未満の葉巻たばこを紙たばこ1本と換算することに変更する改正を行うものでございます。

次に、附則第3条の2は、延滞金の割合等の特例を定めたもので、法改正に伴う字句の削除

を行うものでございます。

以下、附則といたしまして、第1条、施行期日を、第2条では延滞金に関する経過措置を、第3条、第4条では町民税に関する経過措置を、第5条、第6条は町たばこ税に関する経過措置について定めております。

説明は以上でございます。よろしく御承認のほどお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

1番城本君。

○1番（城本和男君） 税条例の改正なんですけども、附則第3条の2に延滞金のその割合の特例を定めたものがあるんですけども、これは、ちょっとコロナ禍の中で財政、救済措置もあると思うんですけども、例えば滞納となった場合にこのいう場合もあろうかと思うんです。特例基準割合とかこの計算難しいんですけども、これから読んでみると、単純に今より0.5%下がるということに理解してよいのか、住民にとっては、加算金は逆になりますけども延滞金についてはええ方向になるということに理解していいのかわかるかお伺いをいたします。

それと2点目に、附則第17条長期譲渡所得の関係あるんですけども、これ低未利用土地等を譲渡した場合、これ後からの議案にも係ってくるんでしょうか。これ国保も下がるような特別控除が受けられるような感じなんですけども、この避難タワーを取得しに行った場合に、よく用地取得でこの特例控除が受けられない場合があるんですけども、これは100万円について受けられるということに理解してよろしいんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○議長（荒尾典男君） 税務課長網野君。

○税務課長（網野宏行君） まず、延滞金についての御質問でございます。

延滞金は、上位法の改正により改正するものでございます。今回の改正は、適用は令和3年1月1日からということになっています。現行1.6%から1.1%、下がることになりますので、住民に対しては不利益にならないと考えております。

次に、長期譲渡所得に係る低未利用土地についてで、さらに避難タワー用地についての特例というか、対象にならないかということなんですけども、その土地が例えばあまり利用されていない、ほかと比べて利用されていない場合は適用になると思いますけども、その都度その都度その場所について確認していかなければいけないかなと考えております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第50号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第3 議案第51号 那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第3、議案第51号那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 議案第51号那智勝浦町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

次のページをお願いいたします。

今回の改正につきましては、租税特別措置法の一部改正に伴い、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例100万円の特別控除でございますが、これが創設されたため、国民健康保険税の所得算定におきましても所要の改正を行うものでございます。

新旧対照表をお願いいたします。

第5項につきましては、長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例について定めたもので、改正後は下線部の第35条の3第1項を加えまして、低未利用土地等を譲渡した場合の特例を定めるものでございます。

第6項につきましては、短期譲渡に係る特例を定めたものでございます。第5項を読み替えて短期譲渡に関してのみ適用するもので、条文中、低未利用土地の譲渡に関しても除外するため改正するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第51号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第4 議案第52号 那智勝浦町学童保育所設置条例の一部を改正する条例

○議長（荒尾典男君） 日程第4、議案第52号那智勝浦町学童保育所設置条例の一部を改正する条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第52号那智勝浦町学童保育所設置条例の一部を改正する条例について御説明いたします。

この条例は、保護者が仕事などにより昼間家庭にいない小学校に就学している児童の健全な育成に資するため、児童福祉法第34条の8の規定に基づき学童保育所を設置するものでございます。

次のページに改正する条例を記載しています。

次のページをお願いいたします。

那智勝浦町学童保育所設置条例の一部を改正する条例。

那智勝浦町学童保育所設置条例（平成15年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

市野々学童保育所やたがらす。那智勝浦町大字市野々2604番地（市野々小学校内）。

附則。この条例は、令和2年10月1日から施行する。

資料といたしまして新旧対照表を添付しています。

本町の放課後児童健全育成事業は、平成15年に勝浦小学校内に勝浦学童保育所くろしおを設置して以来、現在では宇久井学童保育所、下里学童保育所を設置し、放課後や週末などに児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、次代を担う児童の健全な育成を支援しているところでございます。

対象児童は、施設の状況から以前は低学年までの受入れでございましたが、昨年度から定員を増加するとともに、高学年の受入れを開始しています。市野々小学校区内の学童保育所は、以前より開設の要望をいただいておりますが、児童数の減少や利用人数が少ない場合には国の補助金の対象ではなかったことなどから開設には至ってございませんでした。その後、10人未満の学童保育所につきましても補助金の対象となり、開設場所などの検討を行っていたところでございます。昨年度におきまして再度要望を受け、アンケート調査を行うとともに、学校内での開設を調整していましたところ、学校との協議により市野々小学校の空き教室を利用す

ることが可能となりましたことから、市野々学童保育所やたがらすの設置をお願いするものでございます。

開所につきましては10月1日からを予定しています。少子化対策及び将来を担う子育て世帯を支援することを御理解いただき、御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第52号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

#### 日程第5 議案第53号 那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更について

○議長（荒尾典男君） 日程第5、議案第53号那智勝浦町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第53号について御説明申し上げます。

〔議案第53号朗読〕

今回の過疎地域自立促進計画の変更につきましては、令和2年度予算において御承認をいただいております4つの事業について、財政的に有利な過疎対策事業債を活用するため、これらの事業を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。あと、別に資料といたしまして、今回追加いたします事業の概要について記載したものを付けてございます。そちら併せて御覧願います。

過疎地域自立促進市町村計画（変更）でございます。

表の左から、区分、変更前、変更、そして備考となっております。

1、産業振興の区分で右側の変更の欄を御覧願います。

(2)漁港施設のところで、一番下、下線を引いてございます、勝浦漁港第一売場改修事業を、

(8)観光又はレクリエーション事業の内容に、一番下のところ下線を引いてございます、勝浦漁港にぎわい市場整備改修事業を追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

区分4、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進で、右側の変更の欄を御覧願います。

事業名が(3)児童福祉施設、保育所のところで下線を引いております、宇久井保育所前土地舗装事業を追加いたします。

次のページをお願いいたします。

区分6、教育の振興で、右側の変更欄を御覧願います。

事業名(3)のところ、その他として、北浜公園手洗い場整備事業を追加するものでございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

1番城本君。

○1番（城本和男君） ちょっと教えていただきたいんですけども、この過疎債の利用っていうのは、もう本当に本町にとってはありがたいことかと思っております。議案の説明資料についても今回添付されておりまして分かりやすいんですけども、この具体的なこの事業名というか、そこまで必要なかなというのが、例えばその140万円とか、60万円を借りに行くのに過疎計画を改正してするのがあれなかなと。例えばこの宇久井保育所前土地舗装事業でしたら、町全体の町保育所整備事業とか、その下の北浜公園手洗い場整備事業60万円の借入れですか、これも町公園施設の整備事業とかですね、こういう形であったら通らんのかなと。県の指導もあるかと思うんですけども、そういう形で計画にのせられないかなと思うんですが、そのあたりお伺いしたいと思います。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 大きなくくりでの記載ということでございます。規則的には問題なからうかというふうに考えてございます。詳細に記載することで事業が分かりやすくということをしているものでございます。事務的には、効率的な形にはなりますので、一度検討させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第53号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第6 議案第54号 令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）

○議長（荒尾典男君） 日程第6、議案第54号令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）

を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第54号令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ18億6,762万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億5,785万2,000円とするものでございます。

第2条では、地方債の補正をお願いしてございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款11の地方交付税から款22町債まで、歳入合計で補正前の額105億9,022万3,000円に補正額で18億6,762万9,000円を追加し、計で124億5,785万2,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費から、次のページお願いいたします、款10災害復旧費まで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

5ページをお願いいたします。

第2表、地方債補正でございます。

起債の目的欄、緊急防災・減災事業債から一般会計出資債まで、補正前の限度額、計13億8,240万9,000円に15億310万円を増額し、補正後の限度額を28億8,550万9,000円とするものでございます。

6ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括として、このページの歳入と、次の7ページの歳出について、それぞれ18億6,762万9,000円の増加をお願いしてございます。

7ページの歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金2億1,895万3,000円、地方債15億310万円、その他1億2,041万9,000円、一般財源は2,515万7,000円となっております。

8ページをお願いいたします。

総務課の関係について御説明申し上げます。

2、歳入でございます。

款11地方交付税、目1地方交付税、補正額は2,511万7,000円の増額で、計で32億1,776万2,000円とするものでございます。

9ページをお願いいたします。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節2個人番号カード交付事業費補助金749万3,000円は、マイナンバーカードの作成事務につきましては、地方公共団体情報システム機構が行い、発行枚数や規模に応じて各市町村が負担金を支払っており、その支払い分が国から全額補助金として措置されたものでございます。補助金の増額が見込まれることから、それに伴って国の補助金の受入額の増額を計上したものでございます。

節7新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億6,078万9,000円につきましては別添資料を御覧願います。令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算第5号関係資料（新型コロナ関係）とA3判のものでございます。

今回、本町が実施いたします新型コロナウイルス感染症対策事業について一覧にしたものでございます。

感染防止・防災の分野として、避難所環境整備事業といたしまして、避難所運営資機材等の購入から、一番下でございます教育の修学旅行キャンセル料等補助事業まで9つの事業を計画しており、これらの費用に充てる財源といたしましてこの臨時交付金を受け入れるものでございます。事業の内容につきましては、歳出において各担当課長から説明申し上げます。

予算書のほうにお戻り願います。10ページをお願いいたします。

下段の款19繰入金、項1基金繰入金、目4公共施設整備基金繰入金、節1公共施設整備基金繰入金1億1,900万円でございます。消防・防災センターの整備に当たり、基金を取崩し繰り入れるものでございます。

11ページをお願いいたします。

下段の款21諸収入、項4雑入、目1雑入、節1雑入130万円につきましては、小匠ダム雨量計の修繕に係る費用を和歌山県より全額受け入れるものでございます。

12ページをお願いいたします。

款22町債、項1町債、目1総務債から目7消防債まで、計15億310万円の増額補正をお願いしております。説明欄記載の各事業の財源として補正をお願いするものでございます。なお、1行目の目1総務債、節7一般会計出資債1億8,260万円につきましては、水道事業会計に係る市野々配水施設整備事業として一般会計で借入れし、水道事業会計へ出資するものでございます。一般会計出資債につきましては、一般会計から公営企業会計への繰出金に対して適用可

能な起債であり、災害安全対策事業に係る事業で、配水池能力の増強事業等の場合におきましては、対象事業費の2分の1が一般会計から出資でき、その出資債の元利償還金の2分の1が交付税措置されるものでございます。現在、水道事業会計において4億3,700万円の事業費の全額を企業債で充てておりますが、その2分の1を一般会計で起債を起し出資することで、2分の1の2分の1、つまり事業費の4分の1が交付税措置されることになることから、今回補正をお願いするものでございます。

13ページをお願いいたします。

3、歳出でございます。

恐れ入ります、別添資料のほうを御覧願います。

議案第54号令和2年度那智勝浦町一般会計補正予算（第5号）、総務課関係資料でございます。

こちら、款2総務費、項1総務管理費、目3財産管理費、節11役務費で22万5,000円の補正をお願いしてございます。節17備品購入費の車両購入に係る自動車登録手数料と自賠責保険料をお願いしてございます。節14工事請負費、補正額で130万円の増額をしてございます。こちら資料のほうに、1ページ目でございます。旧宇久井フェリーターミナルにございます連絡橋、船に乗り降りする際のあのタラップでございますが、こちらが腐食してございまして、一部海に落ちそうな状況となっております。地元区、地元漁協からの要望もあり、今回早急に撤去いたしたくお願いするものでございます。節17備品購入費814万7,000円につきましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、車両2台を確保するものでございます。1台はPHV車両で、家庭用電源で充電できるほか、ソーラー充電システムを搭載することで太陽光で充電できるものとなります。災害時にバッテリー等として使用できることから、避難所などでの活用を考えてございます。もう1台は、新型コロナウイルス感染者や感染疑いの方などが避難が必要となった際の輸送車両として10人乗り程度の大型車両の購入を予定しております。車両にはオゾン発生装置を設置する予定でございます。節26公課費6万2,000円は、その自動車重量税でございます。

目6電子計算費、節12委託料の94万2,000円は、システムのサーバーが故障したことから、新たにサーバー機器を導入し、当該システムの移行作業を委託するものでございます。節18負担金、補助及び交付金749万3,000円につきましては、個人番号カード交付事業費補助金ですが、歳入でも御説明しましたとおり、マイナンバーカードの作成事務につきまして、地方公共団体情報システム機構が担っておりますが、各市町村は発行枚数や規模に応じて負担金を支払ってございます。最近の国の普及施策に呼応し、カードの発行枚数が急速に伸びていることを受け、各市町村に対し負担金の増額が求められていることから、全額国庫補助を受け、その負担金を増額するものでございます。

15ページをお願いいたします。

下段、款4衛生費、項1保健衛生費、目9水道費、節23投資及び出資金1億8,260万円につきましては、歳入の款22町債、節7一般会計出資債で説明いたしましたが、水道事業会計出資

金として市野々配水施設整備事業に係る事業費の2分の1を一般会計から出資するものでございます。

19ページをお願いいたします。

款8消防費、項1消防費、中ほど、目5水防費、節10需用費130万円につきましては、小匠ダム雨量計の修繕を和歌山県からの委託金を受けて施行するものでございます。

目6災害対策費、節10需用費540万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、備蓄用といたしましてマスク、消毒液等の消耗品を購入するものでございます。節14工事請負費、補正額で2億7,644万3,000円の増額をお願いしております。説明欄記載の5件の工事をお願いするものでございます。通信機器移設工事につきましては、勝浦小学校敷地内の防災倉庫にある防災行政無線親局、また現消防本部にある計測震度計設備及び河川監視カメラシステムを駿田山に建設いたします消防・防災センターへ移設するものでございます。次年度に繰越しを予定してございます。

宇久井里地区津波避難タワー設置工事につきましては、総務課資料2ページを御覧願います。

津波避難困難地域解消のため、宇久井里地区に津波避難タワーを建設するものでございます。タワーの規模につきましては、避難スペース50平方メートル、収容人員100人程度を想定してございます。

3行目の天満地区津波避難タワー設置工事につきましては、総務課資料3ページを御覧願います。

体育文化会館第3駐車場に建設するものでございますが、建設準備に係る地質調査等の業務を終え、今回その工事費用をお願いするものでございます。広さ100平米、高さ10.85メートルを予定してございます。

次の体育文化会館外階段設置工事につきましては、総務課資料4ページを御覧願います。

体育文化会館の屋上を避難場所として、屋上への外階段を設置するものでございます。6月定例会で設計監理業務委託を頂戴したところでございますが、今回その工事費用をお願いするものでございます。一番下の防災備蓄倉庫設置工事につきましては、学校などの避難所において段ボール製のパーティション等を収納するためのプレハブ倉庫を設置するものでございます。9か所を予定してございます。こちらも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

20ページをお願いいたします。

節17備品購入費、補正額で315万円でございます。こちらも新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、避難所における暑さ等を軽減し、少しでも居心地のよい環境にするため、また熱中症対策といたしまして避難所となっております小・中学校の体育館にスポットエアコンを設置するものでございます。こちらも9か所への配備を予定してございます。

23ページからは、補正予算給与費明細書をつけさせていただいております。説明は省略させていただきます。

総務課の関係については以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 住民課の関係について御説明いたします。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節1社会保障・税番号制度システム整備補助金につきましては、当初予算で計上しております戸籍システムの改修業務委託642万4,000円と、今回補正をお願いしております住民基本台帳システムの改修業務委託231万円、両方の10分の10の873万4,000円を受け入れるものでございます。

14ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項3戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費の補正額231万円につきましては、住民基本台帳システムと戸籍システムを連携させ、戸籍の附票を個人認証の基盤とすることにより、国外転出者によるマイナンバーカードの利用を可能とするためのシステム改修費用でございます。

16ページをお願いいたします。

款4衛生費、項2清掃費、目2新クリーンセンター整備事業費の節14工事請負費2億9,800万円につきましては、二河地内の新クリーンセンター建設用地の造成工事でございます。

新クリーンセンター整備関係資料を御覧ください。

資料の2をお願いいたします。

造成計画図全体配置図と、ハウエル管標準施工断面図でございます。敷地面積は約8,800平方メートルです。敷地内には降水時に水が流れる谷があり、その部分にハウエル管を通し、5か所に点検可能なマンホール、人孔と記載している部分でございますが、これを設置する計画となっております。埋立部分は約4,600平方メートルで、盛土の土の量は約2万2,000立方メートルでございます。敷地の下部の青い線につきましては、大浦浄苑の排水管が谷を通っておりますので、その管の布設替えを行うものでございます。また、図面右端の緑の二重線が8か所あるものにつきましては、国道42号線の下を通る水路に工事期間中ウッドチップフィルターの設置を行うものでございます。

資料3をお願いいたします。

横断面図と点検用マンホールの断面図及び写真、それからハウエル管のイメージ写真でございます。点検用マンホールとハウエル管は、工場で作ったものを現場で設置する工法となっております。

資料4をお願いいたします。

資料4は、造成工事中の配置図でございます。工事期間中は、濁水対策を行います。図面右の赤い四角部分に濁水処理装置を設置いたしまして、造成工事に係る敷地内の水について下流

にモルタル土のうを積んで、濁水処理装置を通して処理された水を流す対策を行います。また、造成工事に関係のない上流からの水につきましては、図面中央を横切っております水色の二重線のところにバイパスを作りまして、そのまま下流に水を流します。

恐れ入ります、資料1をお願いいたします。

工事費の内訳でございます。工事費と書かれたところの左側が造成の実施設計を請け負っていただいた業者の見積りで、右側が建設課の見積りでございます。造成工事の2行目、濁水処理装置につきましては、実施設計では3年間設置となっておりますが、造成期間に変更したため4,000万円程度の減額となっております。その3行下の盛土につきましては、埋立てを購入土で行うこととなっておりますが、国交省の工事が発生した土砂を使用する調整ができましたので、約3,200万円の減額となっております。その3行下の排水構造物工は、ハウエル管の設置で約5,000万円、点検用マンホールで約3,000万円、その他の排水管を含めまして約9,100万円となっております。分離発注の経費を見込みまして、総額2億9,800万円の予算額とさせていただきます。濁水の発生する工事につきましては、雨の少ない11月から実施いたしまして、5月末には全ての工事を終了したいと考えてございます。

議案書に戻っていただきまして、続きまして、節16公有財産購入費の3,500万円につきましては、新クリーンセンター建設用地として平成30年度に御可決いただき、都市開発基金により購入しておりました土地5,874平方メートルを一般会計で買い戻すものでございます。

住民課の関係は以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 福祉課の関係について御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

表真ん中、款15国庫支出金、項2国庫補助金、目2民生費国庫補助金、節7保育対策総合支援事業費補助金、補正額400万円は、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、保育所に配布するマスクや消毒液などの購入や感染防止用の備品などの購入費用としての国庫補助金でございます。補助基準額は1施設当たり50万円以内、補助割合は国10分の10でございます。私立保育所2園を含む町内8保育所分でございます。

10ページをお願いします。

上の段、款16県支出金、項2県補助金、目2民生費補助金、節16新型コロナウイルス感染症緊急包括支援補助金、補正額440万円は、国の第2次補正予算により児童福祉施設等の新型コロナウイルス感染拡大防止支援として補助されるものでございます。実施主体は県となっており、県を通じて町へ補助されます。こちらのほうは、1施設当たり40万円を限度とし、保育所のほか、支援センターや学童保育所も対象となり、11施設分を計上しております。

11ページをお願いいたします。

款19繰入金、項2他会計繰入金、目1他会計繰入金、節4介護保険事業費特別会計繰入金、補正額15万9,000円は、令和元年度低所得者保険料軽減負担金額確定による介護保険事業費特別会計よりの繰入金でございます。

14ページをお願いいたします。

歳出でございます。

下段の款3民生費、項1社会福祉費、目3老人福祉費、目5町民センター費及び目10福祉健康センター費、節10の需用費は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用したものでございます。

新型コロナ関係資料をお願いいたします。

事業名、新型コロナ感染症資料、総務課のほうで配付いたしましたA3の横の資料となります。

事業名、上から2段目、福祉施設換気機能改修事業でございます。

新型コロナウイルス感染症予防対策事業として、十分な換気を行うことにより密閉空間を改善するため、町民センター、天満老人憩いの家、福祉健康センターの網戸設置及び張りかえを行うものでございます。補正額は、老人憩いの家9万2,000円、町民センター36万4,000円、機能回復センター55万5,000円、福祉健康センター115万7,000円でございます。

補正予算書14ページにお戻りください。

目3老人福祉費、節22償還金、利子及び割引料、補正額11万9,000円は、介護保険事業において消費税率10%への引上げに伴い、所得が少ない方への保険料を軽減いたしました低所得者保険料軽減負担金額確定により、国、県へ返納するものでございます。

下のページ、15ページをお願いいたします。

款3民生費、項2児童福祉費、目2児童措置費、補正額840万円の増額は、歳入で説明の国、県の補助金を利用し、保育所において新型コロナウイルス感染拡大防止のための消耗品や備品を購入するものでございます。節10需用費126万円は、各町内保育所及び学童保育所で使用するマスクや消毒液を購入するための消耗品費でございます。節17備品購入費534万円は、新型コロナ対策として、玩具殺菌乾燥保管庫や空気清浄器及びエアコンを購入するものでございます。節18負担金、補助及び交付金180万円は、消耗品や備品などを購入いたします町内私立保育所への補助金でございます。国、県の補助金の上限を補助するものでございます。

続きまして下段、款4衛生費、項1保健衛生費、目2予防費、節10需用費、補正額1,436万6,000円の増額は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用するものでございます。

先ほどの新型コロナ関係資料をお願いいたします。

事業名、上から3行目、感染拡大防止対策事業として、感染拡大の防止に備えた防護体制の整備、ワクチン接種に備えた必要物品の購入、高齢者向け生活様式の提案に係る広報経費でございます。予算の内訳といたしましては、集団予防接種等物品132万4,000円、防護体制の整備物品1,050万円、その他マスク、消毒液などの整備214万円、コロナ対策関係広報紙等40万2,000円でございます。

次に、添付しています福祉課関係資料を御覧ください。

感染拡大防止対策事業として主に購入予定のものを記載しております。集団予防接種に備

え、注射針付注射器やアルコール、非接触型体温計など、防護体制の整備といたしまして、万一感染が拡大した場合に備え防護服セットの購入など、予備といたしましてマスクなどの購入でございます。そのほか、消耗品費として高齢者向けチラシや啓発冊子、印刷製本費として広報紙への啓発記事の費用をお願いしています。

福祉課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 農林水産課長西君。

○農林水産課長（西 眞宏君） 農林水産課の関係について御説明申し上げます。

10ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款16県支出金、項2県補助金、目4農林水産業費補助金、節18山の恵み活用事業補助金149万円につきましては、炭窯の新規事業2基に係る補助金で、事業費の3分の1を県より受け入れるものでございます。

16ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款5農林水産業費、項2林業費、目1林業総務費、節14工事請負費70万8,000円につきましては、消防・防災センター新築工事に伴い、現在消防本部に設置しております高野小森川トンネル緊急通報装置モニター盤の移設が必要となり、その移設費用を今回補正をお願いするものでございます。

目2林業振興費、節18負担金、補助及び交付金、備考欄記載、山の恵み活用事業補助金223万4,000円につきましては、山村資源の活用、山村集落基盤の整備に対する補助で、南平野地区、浦神地区に炭窯の新設2件に対し、県3分の1、町6分の1を合わせ補助するものでございます。

17ページをお願いいたします。

項3水産業費、目2水産振興費、節18負担金、補助及び交付金、備考欄記載、水産振興対策事業補助金40万円につきましては、イセエビの保護を目的に侵入防止柵が設置されておりましたが、昨年台風の高波による越波により被災を受けました。今回、宇久井漁業協同組合が侵入防止柵の復旧事業を行うことから補正をお願いするものでございます。事業費120万円の3分の1を補助するものでございます。事業箇所につきましては、休暇村南紀勝浦の登り口右側の町道蛭子御殿場線の終点付近でございます。

農林水産課の関係は以上でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） 観光企画課の関係について御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

歳入でございます。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金、節4地域循環共生圏事業可能性調査費補助金300万円につきましては、今年度事業実施予定のシュタットベルケ設立による収

益事業の可能性調査においての取組に対しての住民理解促進と合意形成、連携強化を目的とした補助事業で、補助率は10分の10でございます。事業の詳細につきましては歳出で御説明申し上げます。

続きまして、一番下段の目7商工費国庫補助金、節1訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業補助金60万7,000円につきましては、観光地までの移動円滑化等を図ることを目的とした国土交通省の補助事業で、補助率は2分の1でございます。こちらも事業の詳細は歳出のほうで御説明申し上げます。

続きまして、13ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目7企画費、節12委託料300万円につきましては、歳入で触れました地域循環共生圏事業可能性調査に係る委託費用でございます。事業の内容といたしましては、行政と住民がともに対話と共同の重要性を認識し、地域循環共生圏の共通認識を深め、シュタットベルケ設立に対する地域の機運醸成につながるワークショップ等の実施をしていくものでございます。これにより、垣根を越えた新たな協力者の出現を後押しし、地域活性化のきっかけとするものでございます。

続きまして、17ページをお願いいたします。

款6商工費、項1商工費、目2商工振興費、節12委託料2,280万円につきましては、非接触型決済普及推進事業委託に係る費用をお願いするものでございます。こちらは、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金を受けて行うもので、新しい生活様式を踏まえた地域経済の活性化等を目的とし、現金のやり取りによる接触のないキャッシュレス決済の導入及び利用促進を図るものでございます。具体的には、Pay Pay株式会社の御当地キャンペーンプロジェクトを活用し、ポイント還元による消費喚起を図り、中小店舗への送客につなげたいと考えてございます。利用者への還元率は20%で、1回の決済につき1,000円、月間で1万円を上限とする想定でございます。

続きまして、18ページをお願いいたします。

款6商工費、項2観光費、目2観光振興費、節12委託料121万4,000円につきましては、こちらも歳入で触れましたが、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業に係る委託費用でございます。

まず、標準的なバス情報フォーマット整理業務委託55万4,000円でございます。本事業につきましては、町営バスの情報をデータ化し、世界で広く利用されているグーグルマップに経路情報として表示されるよう整備するもので、これにより路線バスや鉄道に加え、町営バスも含めた目的地までの乗換え情報が検索できるようになり、訪日外国人旅行者はもとより、国内旅行者の大幅な利便性の向上とともに、バス利用者の増加も期待されるところでございます。

次の町営バス停留所多言語案内表示板整備委託66万円につきましては、現在町営バスの停留所は日本語表記のみで、訪日外国人旅行者には配慮されたものとはなっておりません。本事業を活用し、停留所の表示板を英語併記することで、目的地までの移動円滑化の一助とするもの

でございます。

続きまして、節18負担金、補助及び交付金、新型コロナウイルス関連緊急経済対策事業補助金999万円でございます。こちらにつきましては、3月の補正予算で御可決賜りました宿泊クーポン助成事業について、クーポンの発行に充てる原資の増額に係る費用でございます。宿泊クーポン助成事業は、オンライン旅行会社じゃらんネットを活用し、宿泊クーポンの助成に加えて宿泊者にくろしお商工会商品券を特典として配布するもので、7月1日からの県民限定を皮切りに、8月1日からは東京都を除く全国を対象に拡充して実施しております。全国対象分は7月29日の受付から8月6日には完売となるなど、非常に好評をいただいているところでございます。クーポンの原資につきましては、現在約1,000万円ほど残しておりますが、1月から2月の閑散期対策として増額をお願いするものでございます。

続きまして、目3公園費、節14工事請負費491万7,000円につきましては、天満球場テニスコート夜間照明プレイングタイマー設置工事に係る費用でございます。現在テニスコートには、カード式のプレイングタイマーが導入されていますが、故障中で年式が古く、修繕対応ができない状況にあり、球場と同様に管理人が点灯、消灯を行ってございます。管理人がいなくても天満球場、テニスコート双方の夜間照明を使用できるようにするため、プレイングタイマーを更新するものでございます。

続きまして、目4体育文化会館費、節10需用費90万5,000円につきましては、アリーナのクーリングタワーのファンモーター交換に係る修繕料でございます。経年劣化によりモーターの回転軸等の腐食が進行し、モーターを更新する必要が生じており、保守点検の結果では来期の使用は困難との報告がなされてございます。モーターは、発注から納品まで約2か月程度の期間を要することから、来期の冷房使用に確実に間に合わせるため、この期に予算の補正をお願いするものでございます。

観光企画課の関係は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 建設課の関係につきまして御説明申し上げます。

18ページ下段をお願いいたします。

歳出でございます。

款7土木費、項2道路橋梁費、目1道路維持費、補正額950万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分14工事請負費でございます。説明欄記載の町道維持修繕工事として、町道の小規模な側溝修繕や舗装等の路面補修及び町道の道路排水管の土砂撤去等の費用でございます。

続きまして、目2道路新設改良費、補正額1,030万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分14工事請負費でございます。説明欄記載、二河仙長線道路災害防除工事につきましては、既設道路モルタルのり面が老朽化により全体的にひび割れ、剥離が発生し、またモルタルのり面内部の地山も風化が著しいため、豪雨時にはのり面からの崩土も多くなっております。したがって、今後豪雨により突発的な大規模のり面崩落のおそれ

があり、迂回路もなく、幅員も狭いため、奥にある数件の民家が孤立状態に陥るおそれもございますので、のり面にモルタルをふき直すための費用をお願いするものでございます。下里平見線につきましては、側溝蓋が全てかなり重量のあるコンクリート製で、地元住民の側溝清掃活動等管理が困難なため改修を行う費用でございまして、色川太田線につきましては、路面の荒廃が著しく、また道路勾配も急なため、車両走行に支障を来すおそれのある区間の舗装工事費をお願いするものでございます。

お手元に配付させていただいております建設課関係資料、A3サイズ縦置き的位置図に、赤色丸印がそれぞれの施工場所でございます。

議案書に戻っていただきまして、22ページ下段をお願いいたします。

款10災害復旧費、項2公共土木施設災害復旧費、目1町単独土木施設災害復旧費、補正額150万円の増額をお願いするものでございます。内訳につきましては、節区分14工事請負費でございまして、6月、7月の梅雨前線で、国庫補助金による災害復旧事業が採択となる雨量にまで達する集中豪雨が今年度は5度ございましたが、幸い本町におきましては国庫補助金の対象となるような規模の公共土木施設の被害はございませんでした。ただし、国庫補助の対象にならない小規模なものや、補助の適用外となる工種の災害現場が発生し、その復旧工事を行ってございますので、今後本格的な台風シーズンを迎えるに当たり集中豪雨による災害に対応したく追加工事費をお願いするものでございます。

建設課の関係については以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 消防長湯川君。

○消防長（湯川辰也君） 消防本部の関係について御説明申し上げます。

19ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款8消防費、項1消防費、目3消防施設費、節区分11役務費、説明欄記載の手数料6万円につきましては、臨時交付金を活用して新型コロナ対応に係る救急車整備事業で整備いたします。高規格救急自動車の新規登録手数料及びリサイクル料でございます。次の行、保険料8万2,000円につきましては、同救急車の自動車損害共済保険及び自賠責保険料でございます。節区分17備品購入費3,625万5,000円につきましては、新型コロナ対応に係る高規格救急車の整備をお願いするものでございます。

特徴につきましては、A3Z折1枚カラー刷りの消防本部関係資料に基づき御説明させていただきます。

まず1つ目は、運転室と患者室に間仕切りを設け、運転席側の感染を予防いたします。2つ目として、患者室にウイルスや細菌を不活性化させるオゾン発生装置を装備します。3つ目は、救急車の天井からストレッチャー全体を覆う感染防護用フードを整備します。4つ目は、ストレッチャーに取り付けるアコーディオン型のシールドを整備します。5つ目は、自動心マッサージ器の導入でございます。6つ目といたしまして、資料にはございませんが、活動後の消毒を迅速に行うため、患者室フロアを水洗い可能な仕様といたします。他の装備、装置につ

きましては、既存の救急車とほぼ同様でございます。

議案書にお戻り願います。

次に、節区分26公課費3万3,000円につきましては、先ほどから御説明申し上げています高規格救急車の重量税でございます。

次に、目4消防・防災センター整備事業費、節区分12委託料2,440万円につきましては、説明欄記載の消防・防災センター工事監理業務委託料でございます。次に、節区分14工事請負費8億690万5,000円につきましては、消防・防災センター新築工事に係るものでございます。説明欄1行目記載の通信機器移設工事につきましては、既存の指令台、消防救急デジタル無線、県防災情報システム、防災相互波基地局等を新庁舎に移設する移設工事費4,190万5,000円でございます。

次に、説明欄2行目記載の消防・防災センター新築工事につきまして御説明いたします。

ホッチキスどめ7枚の消防本部関係資料をお願いします。

まず、資料1枚目、全体配置図及び付近見取図をお願いします。

上側が朝日区側となっております。消防・防災センターは、このような配置を考えています。

恐れ入ります、2枚目をお願いします。

鉄筋コンクリート造2階建ての庁舎棟、1階平面図でございます。床面積は614.99平方メートルとなっております。

3枚目をお願いします。

庁舎棟2階平面図です。床面積は556.11平方メートルとなっております。

4枚目をお願いします。

庁舎棟屋根敷設でございます。屋根には避雷針塔、無線塔、アンテナの基礎を設置いたします。

5枚目をお願いします。

鉄骨造の車庫棟でございます。一部2階建て、延べ床面積は461.12平方メートルでございます。

6枚目をお願いします。

訓練塔平面図及び立面図でございます。ともに鉄骨造でございます。最高高17.6メートル、5階建ての延べ床面積180平方メートルの主訓練塔と、最高高11.8メートル3階建ての延べ床面積63平方メートルの補助訓練塔でございます。

7枚目の完成予想図を添付しています。

他に、附属施設といたしまして、非常用自家発電機装置、受水槽、浄化槽、自家給油施設の整備と倉庫4棟を移設いたします。

議案書にお戻り願います。

本設計により、消防・防災センター新築工事費7億4,100万円をお願いするものでございます。

次に、説明欄3行目、消防・防災センター高圧受電設備工事につきましては、キュービクル

設置までの高圧受電設備2,400万円をお願いするものでございます。

消防本部の関係の説明は以上でございます。どうぞよろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 教育次長田中君。

○教育次長（田中逸雄君） 教育委員会の関係について御説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

歳入です。

款15国庫支出金、項2国庫補助金、目6教育費国庫補助金、補正額2,844万円は、後ほど歳出で御説明します国が推進する児童・生徒1人1台の端末による学校のICT化を目指すGIGAスクール構想によるもので、端末購入費に係る3分の2とモバイルルーター1台につき定額1万円の補助金でございます。

20ページをお願いいたします。

歳出です。

款9教育費、項1教育総務費、目3教育諸費、補正額19万8,000円は、青少年劇場公演委託として、宇久井中学校、下里小学校、宇久井小学校の3校において、はなしの伝統芸能、落語の公演委託を行うものです。公益財団法人青少年文化センターの募集に応募し採択されたもので、3公演分の町負担額でございます。

次のページをお願いいたします。

項2小学校費、目1学校管理費、節3職員手当等171万7,000円と、次のページの項3中学校費、目1学校管理費、節3職員手当等98万2,000円は、会計年度任用職員、特別支援教育支援員の期末勤勉手当の予算見積りに誤りがあったため、訂正をお願いするものでございます。

21ページにお戻りください。

項2小学校費、目1学校管理費、節12委託料670万6,000円と、目2教育振興費、節17備品購入費4,474万5,000円、次のページの項3中学校費、目1学校管理費、節12委託料332万5,000円及び目2教育振興費、節17備品購入費2,166万7,000円につきましては、GIGAスクール構想に基づく学校ICT化を図るものでございます。

資料のA3サイズ、新型コロナ関係資料を御覧ください。

下から2行目のGIGAスクール環境整備事業でございます。GIGAスクール構想に沿って、小・中学生に1人1台のタブレット端末等を整備し、教育ICT環境を実現する。併せて、家庭学習の環境整備、災害等による臨時休校時の学びを保障することで学力向上を目指すものでございます。整備内容につきましては、小・中学校を合わせましてタブレット端末902台、周辺機器としましては、モバイルルーター138台、タブレットの充電を兼ねた収納機器である電源キャビネット23台、65型大型モニター49台でございます。先ほど歳入で御説明しました国庫補助金2,844万円と、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金4,800万3,000円を活用して整備したいと考えております。

度々恐れ入ります、議案の21ページにお戻りください。

項2小学校費、目1学校管理費、節17備品購入費175万8,000円につきましては、色川中学校

の厨房備品である食器の消毒保管庫が故障し取替えが必要なため、購入費87万8,000円と、同じく宇久井小学校職員室エアコン2台が故障し取替えが必要となったため、88万円をお願いするものでございます。

目2教育振興費、節18負担金、補助及び交付金147万6,000円と、次のページの項3中学校費、目2教育振興費、節18負担金、補助及び交付金242万7,000円につきましては、小学校5校、中学校4校に係る修学旅行中止に伴うキャンセル料等補助でございませう。

先ほどの新型コロナ関係資料を御覧ください。

一番下の修学旅行キャンセル料等補助事業でございませう。これは、各小・中学校において計画されております修学旅行について、新型コロナウイルス罹患者が全国において増加するなどした場合に、直前に旅行を中止することも十分予想され、その際に発生するキャンセル料について、保護者の負担にならないよう予算をお願いするものでございませう。金額につきましては、全学校が1週間前に旅行を取りやめたことを想定して、旅行代金の30%を見込んでおります。なお、この事業につきましても、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用させていただきたいと考えております。

教育委員会の関係は以上でございませう。どうぞよろしく御願ひいたします。

○議長（荒尾典男君） 休憩します。再開11時10分。

~~~~~ ○ ~~~~~

10時57分 休憩

11時08分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（荒尾典男君） 再開します。

質疑を行います。

3番曾根君。

○3番（曾根和仁君） 一つだけ確認をしたいんで、お願いします。

天満地内に建設される津波避難タワーなんですけど、その収容人数200名ということで、仮に体育文化会館でイベント等、当然ですがスポーツですね、グラウンドゴルフだとか、そういうやってる方が一部こう避難をしても、あと住民と合わせて余裕を持った収容人数というふうな考えてよろしいでしょうか。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 天満地内建設予定にしております体育文化会館第3駐車場におけます津波避難タワーの建設でございませう。

収容人員につきましては、こちら200名程度を予定してございませう。こちらにつきましては、地域住民の方プラスアルファで見込んだ数字を上げておりますが、実際のところ、体育文化会館の御利用の方、それから木戸浦グラウンド等を利用している方が全てこちらに対応できる人数ということで見込んでいるわけではございませう。今回、併せて体育文化会館の屋上に上がる階段を整備いたします。そちらと合わせて、当然そちらに逃げる方、そしてこちらに

逃げてくる方も、今回のこの津波避難タワーのほうに逃げてこられる方もいらっしゃるかと思いますが、これらの方全てが余裕があるというようなことで見込んだものではございません。あくまで地域住民の方プラスアルファで余裕を持った数字に200名ということで見込んでおるところでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

2番東君。

○2番（東 信介君） 17ページの商工振興費の接触型のP a y P a yを利用してというの、もうちょっと詳しく説明していただきたいのと。

18ページの観光振興費の中の標準的なバス情報のこれ、委託になってあるんですけど、どこ、どういうふうな感じのところ委託するんかと。

19ページですか、災害対策費の中の工事請負費の金額、あらあらのも結構なんで、大きな金額なんで、あらあら分かったら1点と。

最初にちょっとごめんなさい、戻るんですけど、13ページ、すいません、工事請負費のフェリーターミナルの乗り場の連絡橋解体、あの渡り廊下も込んでの、移動型のものだけじゃなしに渡り廊下も込んでの計画なんか、すいません、その辺。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） お答えいたします。

まず、非接触型決済の関係でございます。P a y P a yについてでございますけれども、詳しくということでございますが、まずP a y P a y株式会社について概要を説明いたしますと、この会社は、ソフトバンクとヤフージャパンが共同出資して設立している会社でございます。いわゆるスマートフォンを御使いました決済システムP a y P a yというアプリを御運用しているものでございます。キャンペーンの内容としましては、このスマートフォンのP a y P a yのシステムを御使しまして商店で買物をした場合、1回につき1,000円をポイントとして還元するというものでございまして、キャンペーンにつきましては一月間ということを予定しております。一月間で上限1万円まで還元が受けられると、そういったものでございます。

それから、次の御質問でございます。

バス情報の情報フォーマット、それから案内版の関係でございます。委託先ということでございますが、こういった業務を専門に請け負っている委託業者がございまして、そういったところをお願いをしたいというふうに考えておりますが、その後の町営バスの運行内容の変更、時間の変更とか便数の変更があった場合は、担当職員でも変更ができるようなそういった対応も考えてございます。それから、表示板、多言語表示、英語表示板の関係ですけども、これは広告看板会社のようなところに委託をしたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） まず、19ページ、災害対策費の中の節14工事請負費でございます。そちらの金額のほうの積算ということでございます。

見込み金額でございます。通信機器移設工事につきましては1,800万円程度、それから宇久井里地区津波避難タワー設置工事につきましては5,600万円、それから、天満地区津波避難タワー設置工事につきましては、失礼しました、1億3,600万円程度、それから体育文化会館外階段設置工事につきましては6,000万円、防災備蓄倉庫設置工事につきましては600万円ということで積算してございます。

あと、それと13ページでございます。

こちら、款2総務費、目3財産管理費、そちらの中で節14工事請負費の中の宇久井フェリー乗り場連絡橋解体工事の御質問でございました。こちら、渡り廊下ということでございます。建物から出ている渡り廊下も含んで全て撤去する予定で予算計上させていただいております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 2番東君。

○2番（東 信介君） 17ページのそのP a y P a yの件なんですけど、これポイント還元のは1回の取引で1,000円のポイント還元するという。これは、今P a y P a yを利用している町内業者さんって大体、もうP a y P a yに言うたら大体分かるんやと思うんやけど、どのぐらい把握して、どのぐらいの金額って分かってこの金額出てるんですね、これ。その辺はどんな。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） P a y P a yの町内での導入ですけども、現在約200店舗導入しております。率にして約14%程度でございます。ポイント還元の金額ですけども、これは推定としまして例年、年間通して利用月の高い月を参考にして積算をしてこの金額を算出してございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

1番城本君。

○1番（城本和男君） すいません、2点お伺いしたいと思います。

先ほどもお話の出ておりましたこのP a y P a yなんですけども、ちょっと私も理解不足で申し訳ないんですが、その誘客促進にもなるということで、そういうポイント還元が使えるようなそのお店を増やしていくという、町内増やしていくということによろしいわけですね。で、20%の還元、1,000円という話もあったんですけども、それはヤフーポイントで還元されてついてくるということですね。そうしますと、そのヤフーポイントに対して町はその分を補填するというふうなシステムなんですか。そこらあたりちょっと確認したいと思います。

それと、消防・防災センターなんですけども、前にも質問もさせていただいたんですけども、新町立温泉病院へのその連絡道ですね、委員会でもお聞きしまして、今回はもう計画の中

に入っていないということだったんですけども、図面も今回見せていただいてちょっと入っていないので残念だったんですが、非常時のときの使用とかですね、そういうことについてもまた、非常時でも結構なんで、そういうことについて今後考えられないのかどうか、もう一度お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 観光企画課長佐古君。

○観光企画課長（佐古成生君） P a y P a y に関してでございます。

P a y P a y 導入のキャンペーンの目的は、議員おっしゃるとおり地元消費の喚起ということと、それから送客ということでございます。これについては、当然地元商店が P a y P a y を導入していただく必要がございますので、キャンペーンが御可決いただけましたら地元商店に対する加盟店拡充といったことも積極的に取り組んでいきたいというふうに考えてございます。

それから、還元の方法でございますが、これは P a y P a y ポイントというものでポイント還元をされまして、1,000ポイントという、仮に1,000ポイントであればそれが1,000円として使えと、あくまでもその P a y P a y のシステムの中で使えるということになりますので、キャッシュとして懐に入るというものではなくて、あくまでも P a y P a y のシステムの中でポイントとして還元されると。そのポイントについて町が費用を負担するというものでございます。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） 建設課長楠本君。

○建設課長（楠本 定君） 議員からも提言いただいております連絡、病院方面に向いての連絡できるような道路ができないかということでございますけども、今のところ造成工事を発注しておりまして、一般の車両が通行できるような道路には正直地形上できませんけども、非常時緊急車両等が無理すれば通れる程度の、道路ではないんですけども、整地を行って、そのときには使用できるような形にしたいとは考えております。

以上でございます。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第54号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第7 議案第55号 令和2年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）

○議長（荒尾典男君） 日程第7、議案第55号令和2年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 議案第55号令和2年度那智勝浦町国民健康保険事業費特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ800万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25億3,647万円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入でございます。

款1の国民健康保険税から款9の諸収入まで、歳入合計で補正前の額25億2,846万8,000円に補正額800万2,000円を追加し、計で25億3,647万円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款7の諸支出金の補正により、歳出合計で補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、歳入及び5ページの歳出それぞれ補正額は800万2,000円の増額でございます。

6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款1国民健康保険税、項1国民健康保険税、目1一般被保険者国民健康保険税の補正額462万5,000円の減額につきましては、新型コロナウイルス感染症に係る減免実績により減額するものでございます。

款4国庫支出金、項1国庫補助金、目6災害等臨時特例補助金の補正額277万5,000円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減免額の10分の6を受け入れるものでございます。

款5 県支出金、項1 県補助金、目1 保険給付費等交付金、節2 特別交付金の335万円につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による減免額の10分の4の185万円と、新型コロナウイルスの影響による過年度分の令和元年度9期及び10期分の減免額の10分の10の150万円を受け入れるものでございます。

款9 諸収入、項3 雑入、目1 雑入の補正額650万2,000円につきましては、説明欄記載の国保連合会返還金で、前年度分療養給付費等に係る国保連合会納付金の精算により受け入れるものでございます。

8ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款7 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 償還金及び還付加算金の補正額150万円につきましては、新型コロナウイルスの影響による過年度分の令和元年度9期及び10期分の減免額の還付見込みによる増額でございます。

項2 諸費、目1 国県支出金返納金の補正額650万2,000円につきましては、令和元年度療養給付費等に係る普通交付金の精算に伴う県支出金返納金650万2,000円でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

1 番城本君。

○1 番（城本和男君） コロナの関係のこの還付ということで、保険料の納付される方にはありがたいことだと思うんですけども、この還付の方法を、仕方についてもう一度御説明をお願いしたいんですけども、どのような形で還付をしていくのか、本人申請なのかどうかということをお伺いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） お答えします。

減免の申請ということでございます。こちらのほうは本人申請になってございまして、本人さんの見込みで30%以上の収入の減ですね、そういったものがある場合において本人の申請によって税務課のほうで減税をしております。

以上です。

○議長（荒尾典男君） 1 番城本君。

○1 番（城本和男君） 本人申請ということであれば、やっぱり本人さんがそういう減免があるということを自覚して、それを出していかなければならないということになりますので、広報、万全にしていると思うんですけども、どうぞよろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 広報についてはしっかりしていきたいと考えてございます。

以上です。

○議長（荒尾典男君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第55号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第8 議案第56号 令和2年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号）

○議長（荒尾典男君） 日程第8、議案第56号令和2年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

住民課長在仲君。

○住民課長（在仲靖二君） 議案第56号令和2年度那智勝浦町後期高齢者医療事業費特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9,533万3,000円とするものでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。

歳入、款5の諸収入の補正により、歳入合計で補正前の額4億9,493万3,000円に補正額で40万円を追加し、4億9,533万3,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3の諸支出金の補正により、歳出合計で補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1、総括、歳入及び5ページの歳出それぞれ補正額は40万円の増額でございます。

6ページをお願いいたします。

2、歳入でございます。

款5 諸収入、項2 雑入、目1 雑入の補正額40万円につきましては、説明欄に記載の納付保険料還付金で、新型コロナウイルスの影響による減免分に係る前年分の納付金の返還を受け入れるものでございます。

7ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款3 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金、目1 償還金及び還付加算金の補正額40万円につきましては、新型コロナウイルスの影響による過年度分の令和元年度8期及び9期分の減免額の還付見込みによる増額でございます。

以上でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第56号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第9 議案第57号 令和2年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）

○議長（荒尾典男君） 日程第9、議案第57号令和2年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

福祉課長榎本君。

○福祉課長（榎本直子君） 議案第57号について御説明申し上げます。

議案第57号令和2年度那智勝浦町介護保険事業費特別会計補正予算（第2号）。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,369万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億3,877万9,000円とするものでございます。

今回の補正予算の概要は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなど

による介護保険料の減免及び前年度繰越金によるものでございます。

2ページをお願いいたします。

表1、歳入歳出予算補正、歳入でございます。

款3国庫支出金及び款8繰越金の補正でございます。

補正前の額21億2,508万4,000円に補正額1,369万5,000円を増額し、計21億3,877万9,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款4基金積立金及び款5諸支出金の補正で歳入合計と同額でございます。

4ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

1ページの総額と4ページの歳入合計、5ページの歳出合計ともに同額でございます。

5ページ、歳出の補正額の財源内訳は、国庫支出金30万円、一般財源1,339万5,000円でございます。

6ページお願いいたします。

歳入でございます。

款3国庫支出金、項2国庫補助金、目1調整交付金、節1調整交付金30万円の増額は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少したことなどによる介護保険料の減免に対する財政支援として全額交付されるものでございます。今回の補正額は、令和元年度分減免額見込額による補正でございます。本年度分につきましては、見込額の確定により後日計上させていただきます。

款8繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1繰越金1,339万5,000円は、前年度繰越金でございます。

歳出でございます。

上段の款4基金積立金、項1基金積立金、目1介護給付費準備基金積立金、節24積立金、補正額405万2,000円は、前年度実績確定に伴い、介護給付費準備基金として積み立てるものでございます。

下段の款5諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1償還金及び還付加算金、節22償還金、利子及び割引料、補正額30万円は、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した方に対し、遡って減免を行うことによる令和元年度分に係る過誤納金還付金でございます。なお、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免期間は、令和2年2月1日から令和3年3月31日まででございます。

8ページ、お願いいたします。

項2諸費、目1国庫支出金返納金、節22償還金、利子及び割引料、補正額719万4,000円は、令和元年度介護給付費負担金及び地域支援事業交付金の交付額決定による返納金でございます。国庫支出金返納金382万円及び県支出金返納金337万4,000円でございます。

目2支払基金交付金返納金、節22償還金、利子及び割引料、補正額199万円は、上記と同様の内容の支払基金への返納金でございます。

下段、項3繰出金、目1一般会計繰出金、節27繰出金、補正額15万9,000円は、令和元年度低所得者保険料軽減負担金額確定により返納が生じたことによる一般会計への繰り出しでございます。一般会計より国及び県へ返納いたすものでございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第57号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第10 議案第58号 令和2年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（荒尾典男君） 日程第10、議案第58号令和2年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

水道課長村上君。

○水道課長（村上 茂君） 議案第58号令和2年度那智勝浦町水道事業会計補正予算（第1号）につきまして御説明させていただきます。

第1条、令和2年度那智勝浦町水道事業会計の補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

第2条、令和2年度那智勝浦町水道事業会計予算（以下「予算」という。）第4条に定めた資本的収入及び支出の予算額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款資本的収入、既決予定額4億9,170万円に補正予定額0円、計4億9,170万円とするものでございます。

第1項企業債、既決予定額4億8,970万円に補正予定額1億8,260万円を減額し、計3億710万円とするものでございます。

第3項出資金、既決予定額0円に補正予定額1億8,260万円を増額し、計1億8,260万円とするものでございます。

第3条、予算第5条に定めた企業債を次のとおり補正する。

起債の目的、配水施設整備事業、浄水施設整備事業、補正前の限度額4億8,970万円を3億710万円に減額するものでございます。

2ページをお願いします。

予算に関する説明書でございます。

資本的収入及び支出、収入でございます。

款1資本的収入、項1企業債、目1企業債、既決予定額4億8,970万円に補正予定額1億8,260万円を減額し、計3億710万円とするものでございます。

項3出資金、目1出資金、既決予定額0円に補正予定額1億8,260万円を増額し、計1億8,260万円とするものでございます。

3ページをお願いします。

実施計画明細書でございます。

資本的収入及び支出、収入でございます。

款1資本的収入、項1企業債、目1企業債、1億8,260万円の減額でございます。

款1資本的収入、項3出資金、目1出資金、1億8,260万円の増額でございます。

補正の内容でございますが、市野々配水池築造事業に係る財源変更でございます。全額公営企業債で予算措置をしていましたが、企業会計と一般会計で対象事業の2分の1ずつ借入れを行い、一般会計で借入れした額を企業会計へ出資金として繰り出しをしていただくことになり、変更するものでございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第58号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第11 議案第59号 令和2年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）

○議長（荒尾典男君） 日程第11、議案第59号令和2年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

病院事務長下君。

○病院事務長（下 康之君） 議案第59号令和2年度那智勝浦町立温泉病院事業会計補正予算（第2号）について御説明申し上げます。

1ページをお願いいたします。

第1条、令和2年度那智勝浦町立温泉病院事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条、令和2年度那智勝浦町立温泉病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款病院事業収益、既決予定額23億1,493万9,000円に補正予定額1,666万9,000円を追加し、計23億3,160万8,000円とするものです。

第2項医業外収益、既決予定額4億6,819万円に補正予定額1,666万9,000円を追加し、計4億8,485万9,000円とするものです。

続いて、支出でございます。

第1款病院事業費用、既決予定額23億9,080万2,000円に補正予定額、歳入と同額の1,666万9,000円を追加し、計24億747万1,000円とするものです。

第1項医業費用、既決予定額23億893万5,000円に補正予定額1,666万9,000円を追加し、計23億2,560万4,000円とするものです。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入でございます。

第1款資本的収入、既決予定額5,867万3,000円に補正予定額1,363万7,000円を追加し、計7,231万円とするものです。

第3項補助金、既決予定額1,066万円に補正予定額1,363万7,000円を追加し、計2,429万7,000円とするものです。

続いて、支出でございます。

第1款資本的支出、既決予定額1億8,328万4,000円に補正予定額1,363万7,000円を追加し、計1億9,692万1,000円とするものです。

第1項建設改良費、既決予定額5,394万円に補正予定額1,363万7,000円を追加し、計6,757万

7,000円とするものです。

次のページをお願いします。

2 ページ、3 ページは予算に関する説明書実施計画となっております。内容につきましては、1 ページの説明と重複いたしますので説明は省略させていただきます。

続いて、4 ページをお願いいたします。

実施計画明細書でございます。

収益的収入及び支出、収入の部、款1 病院事業収益、項2 医業外収益、目8 補助金、既決予定額9万8,000円に、補正予定額1,666万9,000円を追加し、計1,676万7,000円とするものです。節1 国庫補助金1,671万8,000円のうち、説明欄上段の新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金4万9,000円につきましては、6月議会で御可決いただいた補助金で、国2分の1、県2分の1の負担となっておりますが、国の2次補正において全額国庫負担することとなりましたので、それに伴い県補助金を減額し、国庫補助金に振替をお願いするものです。

続いて、説明欄下段の新型コロナウイルス感染症医療体制確保事業補助金1,666万9,000円は、国の2次補正により新たに追加された補助金で、新型コロナウイルス感染症疑い患者を受け入れながら通常の医療体制を確保するための施設整備等に対する補助金となっております。医療機関の規模に応じて補助限度額が決まっております、当院の限度額は4,000万円でございます。

続いて、支出の部です。

款1 病院事業費用、項1 医業費用、目2 経費、既決予定額4億5,198万円に補正予定額1,666万9,000円を追加し、計4億6,864万9,000円とするものです。節5 消耗品費から節15 委託料まで、それぞれ記載のと通りの補正をお願いするものですが、その詳細につきましては後ほど別にお配りしております参考資料にて説明申し上げます。

5 ページをお願いします。

資本的収入及び支出、収入の部。

款1 資本的収入、項3 補助金、目1 国庫補助金、既決予定額533万円に補正予定額1,896万7,000円を追加し、計2,429万7,000円とするものです。節1 国庫補助金の説明欄のうち、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金533万円につきましては、先ほど収益的収入でも御説明申し上げましたとおり、目2 県補助金から目1 国庫補助金へ財源を振り替えるものでございます。説明欄下段、新型コロナウイルス感染症医療体制確保事業補助金1,363万7,000円につきましては、院内感染防止のため整備する備品購入費に係る補助金となっております。

続いて、支出の部。

款1 資本的支出、項1 建設改良費、目1 建設改良費、既決予定額5,220万3,000円に補正予定額1,363万7,000円を追加し、計6,584万円とするものです。こちらは全額備品費となっております。詳細は参考資料にて御説明申し上げます。

別紙参考資料を御覧ください。

補助金を活用し調達する予定となっております備品等の一覧です。

まず、消耗品費1,183万5,000円につきましては、スタッフが使用するマスクや手袋、手指消毒用アルコール等の購入費用です。消耗備品費119万8,000円につきましては、医療廃棄物用ホルダーや院内各部門の受付カウンターに設置するパーティションの購入費用となっております。このうち、医療廃棄物用ホルダーにつきましては、写真を2枚目に掲載しておりますので、そちらを御覧ください。

現在、感染のおそれがあるマスク、手袋等の廃棄物につきましては、院内各所に設置している専用の段ボール箱に廃棄しておりますが、そちらに蓋がないため、感染対策としては不十分な状態となっております。今回整備を予定しているホルダーには足踏みペダルで開閉する蓋がついてあるため、箱や蓋に触れることなく安全に廃棄、保管ができ、感染対策を図るものとなっております。

資料の1枚目にお戻りください。

委託料の363万6,000円につきましては、患者様等来院された方が直接触れる院内の手すりやドアノブ等の共用部分の拭き取りによる消毒作業の委託費となっております。この消毒作業は、1日に院内を3周程度、令和3年3月末まで休日を含めて毎日実施する予定です。なお、この清掃委託については、冒頭に御説明申し上げました4,000万円の限度額とは別枠で補助される見込みとなっております。

続きまして、備品費でございますが、ポータブルエコー及び3行目の個人用透析装置につきましては、陽性患者、あるいは疑い患者が他の患者と隔離された状態で検査や透析を受けられるよう、それぞれ必要な機器を整備するものです。また、感染防止用ヘルメットにつきましては、2枚目右側の写真を載せておりますが、医師や看護師等医療スタッフが救急対応や手術を行う際、飛沫による感染を防止するため、頭から胸にかけての部分を守るために装着するものでございます。写真では少し分かりにくいのですが、まず頭部にヘルメットを装着し、その上からフードをかぶる構造となっております。そのうちヘルメット部分を備品費で、またフードについては使い捨てとなりますので、消耗品のヘルメット用フードでそれぞれ計上しております。

今回の補助事業に係る所要額は、3条、4条予算を合わせて3,030万6,000円となっております。限度額に達していない部分については、今後精査の上、必要に応じて改めて補正をお願いする予定であります。

説明は以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第59号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第12 議案第60号 財産の交換について

○議長（荒尾典男君） 日程第12、議案第60号財産の交換についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第60号について御説明申し上げます。

〔議案第60号朗読〕

関係資料を添付してございますので、そちらを御覧願います。

それぞれの場所をお示ししているものでございます。

交換により取得する土地につきましては、里地区における津波避難タワーの建設用地とするものでございます。一方の交換に供する土地につきましては、南大居保育所前の元教員住宅跡地でございます。面積の違いにつきましては、固定資産評価額による等価となるよう計算したものでございます。宇久井里につきましては1平方メートル当たり1万500円、南大居につきましては1平方メートル当たり4,752円で計算してございます。

今回、交換の相手方の御理解を賜り、等価交換ということで津波避難タワーの建設用地を提供いただくことになりましたので、財産の交換について議会の議決を求めるものでございます。なお津波避難タワーには、隣接する町有地と合わせてその敷地に建設するものでございます。

説明は以上でございます。どうか御可決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第60号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり可決することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

### 日程第13 議案第61号 固定資産評価審査委員会委員の選任について

○議長（荒尾典男君） 日程第13、議案第61号固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第61号固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明を申し上げます。

〔議案第61号朗読〕

今回の選任につきましては、固定資産評価審査委員会の委員3名のうち、現委員の石田守氏の任期が令和2年9月25日をもって満了となります。同氏には、引き続き固定資産評価審査委員会の委員として選任いたしたくお願いするものでございます。

御同意をいただきましたなら、任期は令和2年9月26日から令和5年9月25日までの3か年となります。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（荒尾典男君） 質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第61号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第14 議案第62号 教育委員会委員の任命について

日程第15 議案第63号 教育委員会委員の任命について

○議長（荒尾典男君） 日程第14、議案第62号教育委員会委員の任命についてから、日程第15、議案第63号教育委員会委員の任命についてを一括上程議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長塩崎君。

○総務課長（塩崎圭祐君） 議案第62号教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

〔議案第62号朗読〕

山口史朗氏につきましては、平成24年4月1日から教育委員会委員として務めていただいております。現在の任期は令和2年9月30日までとなっておりますが、引き続き教育委員会委員として任命いたしたくお願いするものでございます。

御同意いただけましたなら、任期は令和2年10月1日から令和6年9月30日までの任期となります。

続きまして、議案第63号教育委員会委員の任命について御説明申し上げます。

〔議案第63号朗読〕

本町の教育委員として御尽力いただきました江崎隆司氏の任期が令和2年9月30日をもって満了となります。その後任としまして西山十海氏の任命同意をお願いするものでございます。

西山氏につきましては、現在39歳、本町出身でございます。大学卒業後、東京都内において中学校教員として務められた後、本町に戻り、新宮東牟婁地域でも中学校講師を務められました。現在は、町内下和田の大泰寺住職を務められておられます。

御同意いただけましたなら、任期は令和2年10月1日から令和6年9月30日までとなります。

説明は以上でございます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（荒尾典男君） 議案第62号から議案第63号について一括して質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、質疑を終結します。

討論、採決は議案ごとに行います。

議案第62号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第62号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

議案第63号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第63号について原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒尾典男君） 異議なしと認め、本件は原案のとおり同意することに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

12時07分 散会